

山口県日本海海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	山口県漁業協同組合	山口県阿武郡阿武町大字奈古字土地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町奈古漁港土防波堤突端南側角 点イ Aから 235 度 30 分 261 メートルの点 ロ Aから 202 度 36 分 353 メートルの点 ハ Aから 144 度 10 分 197 メートルの点 ニ Aから 148 度 15 メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県阿武郡阿武町大字奈古	—
区第2号	山口県漁業協同組合	山口県阿武郡阿武町大字奈古黒山地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町奈古港浜崎防波堤灯台基部 点イ Aから 193 度 39 分 304 メートルの点 ロ Aから 203 度 37 分 422 メートルの点 ハ Aから 191 度 19 分 541 メートルの点 ニ Aから 181 度 33 分 460 メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県阿武郡阿武町大字奈古	—
区第3号	山口県漁業協同組合	山口県長門市幸島洲の鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市三隅 下野波瀬漁港室生第一防波堤屈折部に設置した標柱 点イ Aから 325 度 395 メートルの点 ロ Aから 319 度 30 分 685 メートルの点 ハ Aから 291 度 731 メートルの点 ニ Aから 277 度 30 分 463 メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
区第4号	山口県漁業協同組合	山口県長門市仙崎紫津浦地先	次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市仙崎字松ヶ崎A消波堤南側基部から海岸線沿いに南西へ 25 メートルの点に設置した標識 B 長門市 通 B 消波堤南側基部に設置した標柱 C 長門市仙崎字逢坂見突堤突端東側角 D 長門市通字藻尻鼻突堤突端東側角	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県長門市仙崎	—
区第5号	山口県漁業協同組合	山口県長門市通地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市通字平瀬 34 の 7 護岸東端 点イ Aから 127 度 10 分 143 メートルの点 ロ Aから 126 度 36 分 321 メートルの点 ハ Aから 144 度 42 分 329 メートルの点 ニ Aから 160 度 34 分 167 メートルの点	第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県長門市通	—

区第6号	山口県漁業協同組合	山口県長門市地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 長門市通平瀬 34 の 7 護岸東端 点イ A から 129 度 1 分 583 メートルの点 ロ A から 101 度 40 分 1143 メートルの点 ハ A から 123 度 51 分 1496 メートルの点 ニ A から 149 度 17 分 1128 メートルの点		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県長門市通及び仙崎字紫津浦	①養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が46652 平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、1 辺の長さ: 85 メートル× 65 メートル、台数: 6 台 形状:円形、直径:50 メートル、台数: 4 台 形状:円形、直径:60 メートル、台数: 2 台 ②養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込尾数は 6 000 尾を超えてはならない。 ③漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告
区第7号	山口県漁業協同組合	山口県長門市油谷向津具下字青田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷向津具下字堂ノ元3105に設置した標識 B 長門市油谷向津具下字青田2066の52に設置した標識 点イ Aから 208 度 150 メートルの点 ロ Bから 176 度 175 メートルの点 ハ Bから 185 度 450 メートルの点 ニ Aから 197 度 427 メートルの点		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県長門市油谷向津具下(大浦地区に限る)	①養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が19869 平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:8 角形、1 辺の長さ: 17.5 メートル、台数: 12 台 形状:円形、直径: 30 メートル、台数: 3 台 ②養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込尾数は 15 598 尾を超えてはならない。 ③漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告
区第8号	山口県漁業協同組合	山口県下関市豊北町栗野川河口	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市豊北町大字栗野字郷西中水門東口角 点イ Aから 272 度 30 分 230 メートルの点 ロ Aから 53 度 30 分 135 メートルの点 ハ Aから 43 度 160 メートルの点 ニ Aから 294 度 30 分 170 メートルの点 ホ Aから 294 度 30 分 314 メートルの点 ヘ Aから 287 度 30 分 326 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市豊北町大字栗野	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第9号	山口県漁業協同組合	山口県下関市六連島北崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市六連島灯台基部 点イ Aから 168 度 91 メートルの点 ロ Aから 179 度 24 分 157 メートルの点 ハ Aから 163 度 42 分 177 メートルの点 ニ Aから 146 度 30 分 122 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市大字六連島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第10号	山口県漁業協同組合	山口県下関市六連島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市六連島灯台基部 点イ Aから 176 度 44 分 198 メートルの点 ロ Aから 168 度 55 分 229 メートルの点 ハ Aから 176 度 6 分 257 メートルの点 ニ Aから 183 度 34 分 231 メートルの点		第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市大字六連島	—
区第11号	山口県漁業協同組合	山口県下関市六連島波止ノ鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市六連島波止ノ鼻南端に設置した標柱 点イ Aから 119 度 108 メートルの点 ロ Aから 100 度 299 メートルの点 ハ Aから 117 度 331 メートルの点 ニ Aから 148 度 179 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市大字六連島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第12号	山口県漁業協同組合	山口県下関市武久海水浴場及び同市金比羅町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市武久町2丁目安瀬尻南端に設置した標識 B 下関市金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱 点イ Aから 178 度 500 メートルの点 ロ Aから 209 度 30 分 570 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市伊崎町1丁目及び伊崎町2丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第13号	山口県漁業協同組合	山口県下関市筋ヶ浜町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市筋ヶ浜町身投岩突端に設置した標柱 B 下関市金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱 点イ Aから 285 度 620 メートルの点 ロ Aから 273 度 330 メートルの点 ハ Bから 187 度 130 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市伊崎町1丁目及び伊崎町2丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第14号	山口県漁業協同組合	山口県下関市彦島迫町6丁目地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島迫町6丁目彦島大橋南側橋脚北端 点イ Aから 278 度 330 メートルの点 ロ Aから 278 度 560 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島海士郷町、彦島老町1丁目、彦島老町2丁目、彦島老町3丁目及び彦島角倉町3丁目	—
区第15号	山口県漁業協同組合	山口県下関市彦島迫町6丁目地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島迫町6丁目彦島大橋南側橋脚北端 点イ Aから 278 度 560 メートルの点 ロ Aから 278 度 960 メートルの点 ハ Aから 239 度 1130 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島海士郷町、彦島老町1丁目、彦島老町2丁目、彦島老町3丁目及び彦島角倉町3丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第16号	山口県漁業協同組合	山口県下関市彦島西山町2丁目長無田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島西山町2丁目4250の229に設置した標識 B 下関市彦島西山町4丁目下関漁港南風泊分港南風泊南防波堤突端東側角 点イ Aから 317 度 46 分 350 メートルの点 ロ Aから 5 度 59 分 176 メートルの点 ハ Aから 0 度 35 分 988 メートルの点 ニ Bから 63 度 02 分 572 メートルの点 ホ Bから 51 度 30 分 444 メートルの点 ヘ Bから 84 度 344 メートルの点 ト Bから 101 度 30 分 520 メートルの点 チ Aから 314 度 37 分 712 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島西山町1丁目、彦島西山町2丁目、彦島西山町3丁目、彦島西山町4丁目及び彦島竹ノ子島町	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第17号	山口県漁業協同組合	山口県下関市南風泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市彦島西山町 4 丁目下関漁港南風泊分港南風泊南防波堤突端東側角 点イ Aから 20 度 14 分 223 メートルの点 ロ Aから 24 度 38 分 185 メートルの点 ハ Aから 16 度 15 分 140 メートルの点 ニ Aから 337 度 3 分 146 メートルの点 ホ Aから 343 度 56 分 206 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島西山町 1 丁目、彦島西山町3 丁目、彦島西山町 4 丁目及び彦島竹ノ子島町	—
区第18号	山口県漁業協同組合	山口県下関市彦島竹ノ子島町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市竹ノ子島北端に設置した標柱 B 下関市竹ノ子島中ノ瀬北端に設置した標柱 点イ Aから 192 度 30 メートルの点 ロ Aから 306 度 15 分 60 メートルの点 ハ Bから 282 度 240 メートルの点 ニ Bから 211 度 30 分 190 メートルの点 ホ Bから 205 度 140 メートルの点 ヘ Bから 237 度 120 メートルの点 ト Bから 12 度 30 分 30 メートルの点 チ Bから 120 度 50 メートルの点 リ Bから 82 度 90 メートルの点 ヌ Bから 357 度 160 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島西山町 1 丁目、彦島西山町2 丁目、彦島西山町3 丁目、彦島西山町 4 丁目及び彦島竹ノ子島町	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。
区第19号	山口県漁業協同組合	山口県下関市彦島竹ノ子島町稲荷堂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市竹ノ子島稲荷堂の鼻に設置した標柱 B 下関市竹ノ子島つきだしの鼻北西端に設置した標柱 点イ Aから 48 度 42 メートルの点 ロ Aから 190 度 14 メートルの点 ハ Aから 305 度 45 分 170 メートルの点 ニ Aから 290 度 181 メートルの点 ホ Bから 206 度 30 分 70 メートルの点 ヘ Bから 180 度 25 メートルの点 ト Bから 233 度 20 メートルの点 チ Bから 29 度 36 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市彦島西山町 1 丁目、彦島西山町2 丁目、彦島西山町3 丁目、彦島西山町 4 丁目及び彦島竹ノ子島町	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。
区第20号	山口県漁業協同組合	長門市油谷向津具下地先	次のA、イ、B、C、D、E、F、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 長門市油谷向津具下大浦漁港B防波堤北東端から護岸沿いに西へ46メートルの点に設置した標識 基点B 長門市油谷向津具下大浦漁港東防波堤南側屈折部に設置した標柱 基点C 長門市油谷向津具下大浦漁港東防波堤南端 基点D 長門市油谷向津具下大浦漁港B防波堤南端 基点E 長門市油谷向津具下大浦漁港B防波堤東端 基点F 長門市油谷向津具下大浦漁港B防波堤北東端 点イ Aから0度56メートルの点		第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	長門市油谷向津具下（大浦地区に限る。）	—
区第21号	黒井漁業協同組合	下関市豊浦町大字浦田後地地先	次のA、B、C、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、D、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町浦田漁港A防波堤東側基部 B 下関市豊浦町浦田漁港A防波堤屈曲部に設置した標識 C 下関市豊浦町浦田漁港A防波堤突端中央部 D 下関市豊浦町浦田漁港沖防波堤屈曲部に設置した標識 E 下関市豊浦町浦田漁港沖防波堤西側基部 点イ Cから109度50メートルの点 ロ Cから175度245メートルの点 ハ Cから226度290メートルの点 ニ Cから234度30分250メートルの点 ホ Cから258度465メートルの点 ヘ Cから288度30分430メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	下関市豊浦町大字浦田後地	—

区第22号	黒井漁業協同組合	下関市豊浦町大字涌田後地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ Aから349度16分433メートルの点 ロ Aから357度35分392メートルの点 ハ Aから4度3分238メートルの点 ニ Aから316度5分13メートルの点 ホ Aから299度42分143メートルの点		第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	下関市豊浦町大字涌田後地	—
区第23号	黒井漁業協同組合	下関市豊浦町大字涌田後地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ Aから200度15分92メートルの点 ロ Aから218度26分736メートルの点 ハ Aから237度11分739メートルの点 ニ Aから275度54分269メートルの点		第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	下関市豊浦町大字涌田後地	—

山口県瀬戸内海海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第201号	山口県漁業協同組合	山口県下関市長府扇町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市長府扇町長府3号岸壁南端 点イ Aから154度909メートルの点 ロ Aから145度36分1277メートルの点 ハ Aから121度42分1171メートルの点 ニ Aから119度12分775メートルの点	第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千島ヶ	—
区第202号	山口県漁業協同組合	山口県下関市白崎2丁目地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸北西端に設置した標識 B 下関市乃木浜2丁目護岸東端に設置した標識 点イ Aから133度690メートルの点 ロ Aから204度15分210メートルの点 ハ Aから6度510メートルの点 ニ Aから347度600メートルの点 ホ Bから61度790メートルの点 ヘ Bから151度1180メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目及び王喜宇津井1丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
区第203号	山口県漁業協同組合	山口県下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市埴生系根川河口右岸に設置した標識 B 下関市乃木浜2丁目護岸東端に設置した標識 点イ Aから252度30分950メートルの点 ロ Aから272度15分1645メートルの点 ハ Bから146度30分1335メートルの点 ニ Bから142度1550メートルの点 ホ Bから145度2080メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目及び王喜宇津井1丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
区第204号	山口県漁業協同組合	山口県下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市埴生系根川河口右岸に設置した標識 B 下関市乃木浜2丁目護岸東端に設置した標識 点イ Aから190度15分1530メートルの点 ロ Aから194度50分655メートルの点 ハ Aから212度40分655メートルの点 ニ Bから147度2580メートルの点 ホ Bから147度3535メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目及び王喜宇津井1丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第205号	山口県漁業協同組合	山口県下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市埴生系根川河口右岸に設置した標識 B 下関市乃木浜2丁目護岸東端に設置した標識 点イ Aから188度30分3030メートルの点 ロ Aから190度1730メートルの点 ハ Bから147度3685メートルの点 ニ Bから147度4620メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下関市松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目及び王喜宇津井1丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第206号	山口県漁業協同組合	山口県山陽小野田市大字小野田刈屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ30メートルの点に設置した標識 点イ Aから274度1090メートルの点 ロ Aから286度10分1900メートルの点 ハ Aから244度30分3355メートルの点 ニ Aから233度30分3040メートルの点 ホ Aから231度30分2900メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県山陽小野田市大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第207号	山口県漁業協同組合	山口県山陽小野田市大字小野田刈屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ30メートルの点に設置した標識 B 山陽小野田市大字小野田1135番地27に設置した標識 点イ 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤突端 ロ Aから280度440メートルの点 ハ Aから236度30分960メートルの点 ニ Aから211度30分865メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県山陽小野田市大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第208号	山口県漁業協同組合	山口県山陽小野田市大字小野田浜松地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ30メートルの点に設置した標識 B 山陽小野田市大字小野田宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識 C Bから護岸沿いに北へ1310メートルの点に設置した標識 点イ Aから189度50分1025メートルの点 ロ Aから196度20分1120メートルの点 ハ Aから206度30分1035メートルの点 ニ Aから208度30分970メートルの点 ホ Aから234度1055メートルの点 ヘ Aから219度30分2740メートルの点 ト Aから213度2910メートルの点 チ Bから264度1445メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県山陽小野田市大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第209号	山口県漁業協同組合	山口県山陽小野田市大字小野田本山地先	次のB、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字小野田宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識 B Aから護岸沿いに北へ1180メートルの点に設置した標識 点イ Aから261度30分1365メートルの点 ロ Aから235度20分975メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県山陽小野田市大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第210号	山口県漁業協同組合	山口県宇部市大字西沖の山西沖干拓地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端 点イ Aから161度30分280メートルの点 ロ Aから242度22分945メートルの点 ハ Aから223度15分1111メートルの点 ニ Aから221度40分1588メートルの点 ホ Aから222度1919メートルの点 ヘ Aから214度53分2442メートルの点 ト Aから206度59分2778メートルの点 チ Aから190度30分2490メートルの点 リ Aから165度685メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第211号	山口県漁業協同組合	山口県宇部市厚東川河口	次のAとBとを結んだ線、FとGとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(次のイとロとを結んだ線、ハとニとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。)の位置 基点A 宇部市大字中野開作宇部線厚東川橋りょう右岸下流側基部 B 宇部市岩鼻町宇部線厚東川橋りょう左岸下流側基部 C 宇部市大字妻崎開作 旧厚東川大橋右岸下流側基部跡に設置した標識 D 宇部市西平原 2 丁目 旧厚東川大橋左岸下流側基部跡に設置した標識 E 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部 F Eから護岸沿いに下流へ 1287メートルの点に設置した標識 G 宇部市大字藤曲 2575 番地に設置した標識 点イ Cから護岸沿いに下流へ 50 メートルの点 ロ Dから護岸沿いに下流へ 50 メートルの点 ハ Cから護岸沿いに下流へ 80 メートルの点 ニ Dから護岸沿いに下流へ 80 メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目及び西平原 4 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
区第212号	山口県漁業協同組合	山口県宇部市厚東川河口	次のBとCとを結んだ線、D、イ、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部 B Aから護岸沿いに下流へ 1287メートルの点に設置した標識 C 宇部市大字藤曲 2575 番地に設置した標識 D 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって175 メートルの点に設置した標識 E 宇部市大字藤曲埋立地護岸南西端 F Eから 278 度の線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸との交点に設置した標識 点イ EとFとを結んだ線上Fから250 メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目及び西平原 4 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
区第213号	山口県漁業協同組合 新宇部漁業協同組合	山口県宇部市大字小車沖の山埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端 点イ Aから 154 度 1070 メートルの点 ロ Aから 159 度 1180 メートルの点 ハ Aから 145 度 1650 メートルの点 ニ Aから 139 度 30 分 1650 メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、大字小車、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目、西平原 4 丁目、助田町、南浜町1 丁目、南浜町2 丁目、西中町、上町 1 丁目、上町 2 丁目、西本町 1 丁目、西本町 2 丁目、中央町 1 丁目、中央町 2 丁目、中央町 3 丁目、相生町、新町、新天町 1 丁目、新天町 2 丁目、東本町 1 丁目、東本町 2 丁目、港町1 丁目、港町 2丁目、錦町、明治町 1 丁目、明治町 2 丁目、松山町 1 丁目、松山町 2 丁目、松山町 3 丁目、松山町 4 丁目、松山町 5 丁目、昭和町 1 丁目、昭和町 2 丁目、昭和町 3 丁目、昭和町 4 丁目、幸町、東見初町、則貞 5	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第214号	新宇部漁業協同組合	山口県宇部市大字冲宇部東見初埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸西端 B 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸南西端 点イ Aから 233 度 27 分 1678 メートルの点 ロ Aから 231 度 2330 メートルの点 ハ Bから 224 度 20 分 1955 メートルの点 ニ Bから 223 度 44 分 1138 メートルの点 ホ Bから 228 度 34 分 1188 メートルの点 ヘ Bから 228 度 38 分 1186 メートルの点 ト Bから 229 度 03 分 1217 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市港町1丁目、港町2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、新天町1丁目、新天町2丁目、錦町、明治町1丁目、明治町2丁目、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、幸町、東見初町、則貞5丁目及び大字沖宇部	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第215号	山口県漁業協同組合	山口県宇部市大字冲宇部東見初埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（ワとヨとを結ぶ線は力を中心とした半径 520 メートルの内弧） 点の位置 基点A 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸南西端 B 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸南東端 点イ Aから 223 度 44 分 1138 メートルの点 ロ Aから 224 度 20 分 1955 メートルの点 ハ Bから 188 度 2320 メートルの点 ニ Bから 172 度 490 メートルの点 ホ Bから 194 度 30 分 620 メートルの点 ヘ Bから 197 度 590 メートルの点 ト Bから 170 度 450 メートルの点 チ Bから 170 度 120 メートルの点 リ Bから 228 度 34 分 135 メートルの点 ヌ Bから 225 度 26 分 145 メートルの点 ル Bから 230 度 12 分 155 メートルの点 ヲ Bから 207 度 59 分 317 メートルの点 フ Bから 221 度 14 分 353 メートルの点 カ Bから 202 度 08 分 841 メートルの点 ヨ Aから 170 度 22 分 773 メートルの点 タ Aから 172 度 33 分 832 メートルの点 レ Aから 185 度 26 分 766 メートルの点 ソ Aから 185 度 35 分 775 メートルの点 ツ Aから 194 度 24 分 756 メートルの点 ネ Aから 194 度 30 分 775 メートルの点 ナ Aから 204 度 29 分 776 メートルの点 ラ Aから 203 度 53 分 872 メートルの点 ム Aから 205 度 12 分 874 メートルの点 ウ Aから 204 度 14 分 1038 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、八王子町、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、則貞1丁目、則貞2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目及び亀浦5丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第216号	山口県漁業協同組合	山口県宇部市山口宇部空港地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市亀浦4丁目に設置した標識 B 宇部市宇部岬漁港旧防波堤台跡に設置した標識 点イ Bから 157 度 30 分 520 メートルの点 ロ Bから 184 度 2400 メートルの点 ハ Bから 150 度 2220 メートルの点 ニ Bから 130 度 2330 メートルの点 ホ Aから 170 度 03 分 2121 メートルの点 ヘ Aから 167 度 560 メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県宇部市明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、八王子町、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、則貞1丁目、則貞2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目及び亀浦5丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第217号	山口県漁業協同組合	山口県周南市大字戸田大グラ鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 周南市大字戸田大グラ鼻北端 点イ Aから 67 度 30 分 80 メートルの点 ロ Aから 21 度 202 メートルの点 ハ Aから 326 度 230 メートルの点 ニ Aから 283 度 130 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県周南市大字戸田	—

区第218号	山口県漁業協同組合	山口県下松市大字東豊井洲鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市大字東豊井洲鼻西棧橋西端 B 下松市笠戸島瀬戸岬東端に設置した標柱 点イ Aから302 度 170 メートルの点 ロ Bから 42 度 610 メートルの点 ハ Bから 50 度 590 メートルの点 ニ Aから 282 度 100 メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第219号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島細折地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島細折ケーソンヤード岸壁北東端 B 下松市笠戸島細折ケーソンヤード岸壁南東端 点イ Aから 145 度 70 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Aから50 メートルの点 ハ AとBとを結んだ線上Bから50 メートルの点 ニ Bから 63 度 30 分 115 メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第220号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島細折地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島細折ケーソンヤード岸壁北東端 B 下松市笠戸島細折ケーソンヤード岸壁南東端 点イ Aから 145 度 70 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Aから50 メートルの点 ハ AとBとを結んだ線上Bから50 メートルの点 ニ Bから 63 度 30 分 115 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第221号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島尾泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島の鼻北端に設置した標柱 B 下松市笠戸島黒鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから130 メートルの点 ロ Aから 147 度 30 分 155 メートルの点 ハ Bから 250 度 115 メートルの点 ニ AとBとを結んだ線上Bから80 メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第222号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島尾泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島の鼻北端に設置した標柱 B 下松市笠戸島黒鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから130 メートルの点 ロ Aから 147 度 30 分 155 メートルの点 ハ Bから 250 度 115 メートルの点 ニ AとBとを結んだ線上Bから80 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第223号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島三百瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端 B 下松市笠戸島ハナグリ北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから380 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから50 メートルの点 ハ Bから 105 度 500 メートルの点 ニ Aから 185 度 430 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第224号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島三百瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端 B 下松市笠戸島ハナグリ北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから380 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから50 メートルの点 ハ Bから 105 度 500 メートルの点 ニ Aから 185 度 430 メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—

区第225号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島牛石地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島ハナグリ北西端 B 下松市笠戸島小城岬北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから330メートルの点 ハ Bから 79 度 515 メートルの点 ニ Aから 157 度 500 メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第226号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島落地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島落崎先端 B 下松市 笠戸島尾郷岬西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから30メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから40メートルの点 ハ Bから 55 度 360 メートルの点 ニ Aから 65 度 30 分 360メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第227号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島深浦東地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端 B 下松市笠戸島狐崎北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから200メートルの点 ロ Aから 182 度 890 メートルの点 ハ Aから 168 度 990 メートルの点 ニ Bから 214 度 30 分 1110 メートルの点 ホ Bから 209 度 1040 メートルの点 ヘ Bから 209 度 820 メートルの点 ト AとBとを結んだ線上Bから200メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第228号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島深浦東地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端 B 下松市笠戸島狐崎北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから200メートルの点 ロ Aから 182 度 890 メートルの点 ハ Aから 168 度 990 メートルの点 ニ Bから 214 度 30 分 1110 メートルの点 ホ Bから 209 度 1040 メートルの点 ヘ Bから 209 度 820 メートルの点 ト AとBとを結んだ線上Bから200メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第229号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島深浦西地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端 B 下松市笠戸島洞前田鼻北東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ Bから 352 度 570 メートルの点 ハ Bから 296 度 230 メートルの点 ニ AとBとを結んだ線上Bから30メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第230号	山口県漁業協同組合	山口県下松市笠戸島深浦西地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端 B 下松市笠戸島洞前田鼻北東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ Bから 352 度 570 メートルの点 ハ Bから 296 度 230 メートルの点 ニ AとBとを結んだ線上Bから30メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県下松市	—
区第231号	山口県漁業協同組合	山口県熊毛郡田布施町馬島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡田布施町尾津漁港(馬島)4号突堤東角 点イ Aから 142 度 795 メートルの点 ロ Aから 140 度 1013 メートルの点 ハ Aから 146 度 1031 メートルの点 ニ Aから 149 度 818 メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県熊毛郡田布施町	—

区第232号	神代漁業協同組合	山口県柳井市神代浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市神代漁港神代防波堤基部 点イ Aから66度170メートルの点 ロ Aから88度230メートルの点 ハ Aから56度570メートルの点 ニ Aから46度540メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市由宇町神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第233号	神代漁業協同組合	山口県岩国市由宇町神東沖浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町由宇漁港(神代駅前)南防波堤基部 点イ Aから166度140メートルの点 ロ Bから114度60メートルの点 ハ Bから185度380メートルの点 ニ Bから175度400メートルの点 ホ Bから124度130メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市由宇町神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第234号	神代漁業協同組合	山口県岩国市由宇町神東城ヶ崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町由宇漁港(神代駅前)施設用地護岸北側基部跡に設置した標識 点イ Aから61度250メートルの点 ロ Aから76度295メートルの点 ハ Aから51度725メートルの点 ニ Bから28度370メートルの点 ホ Bから19度355メートルの点 ヘ Aから44度725メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市由宇町神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第235号	神代漁業協同組合	山口県岩国市由宇町神東地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町由宇漁港由宇護岸南側基部に設置した標識 点イ Bから105度120メートルの点 ロ Bから100度190メートルの点 ハ Aから115度120メートルの点 ニ Aから42度310メートルの点 ホ Aから31度295メートルの点 ヘ Aから118度55メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市由宇町神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第236号	神代漁業協同組合	山口県岩国市由宇町神東字飛石地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町水尻川河口左岸東角 点イ Aから97度85メートルの点 ロ Aから86度140メートルの点 ハ Aから26度185メートルの点 ニ Aから13度480メートルの点 ホ Aから6度470メートルの点 ヘ Aから6度160メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市由宇町神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第237号	岩国市漁業協同組合	山口県岩国市端島東沢地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市端島漁港西防波堤南東端 点イ Aから141度40分225メートルの点 ロ Aから199度30分190メートルの点 ハ Aから186度320メートルの点 ニ Aから149度15分360メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
区第238号	岩国市漁業協同組合	山口県岩国市柱島北泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南端 点イ Aから35度174メートルの点 ロ Aから85度417メートルの点 ハ Aから61度494メートルの点 ニ Aから21度360メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

区第239号	岩国市漁業協同組合	山口県岩国市柱島北泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南端 点イ Aから35度174メートルの点 ロ Aから85度417メートルの点 ハ Aから61度494メートルの点 ニ Aから21度360メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
区第240号	岩国市漁業協同組合	山口県岩国市黒島地先	次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市黒島漁港北防波堤突端南東角 B 岩国市黒島漁港北A護岸東角 点イ Aから51度100メートルの点		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びひかりを撤去しなければならない。
区第241号	大島町漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字東三浦字赤松地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字東三浦水産加工団地護岸南西角 点イ Aから224度30分75メートルの点 ロ Aから301度100メートルの点 ハ Aから290度30分123メートルの点 ニ Aから232度101メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡大島町の区域に限る。)	—
区第242号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町頭島竜の口地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字浮島浮島漁港(樽見)樽見D防波堤北西端 点イ Aから338度6分877メートルの点 ロ Aから336度30分763メートルの点 ハ Aから354度48分730メートルの点 ニ Aから2度36分802メートルの点		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町大字浮島	—
区第243号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字森地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町森野漁港(森)D護岸基部に設置した標識 点イ Aから234度50分274メートルの点 ロ Aから297度50分566メートルの点 ハ Aから271度54分861メートルの点 ニ Aから236度48分695メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—
区第244号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町真宮島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識 点イ Aから55度40分306メートルの点 ロ Aから56度44分536メートルの点 ハ Aから25度18分668メートルの点 ニ Aから09度54分519メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—
区第245号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字西方下田地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識 点イ Aから護岸沿いに東へ53メートルの点に設置した標識 ロ Aから4度30分130メートルの点 ハ Aから北西へ120メートルの点に設置した標識		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—
区第246号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字西方下田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識 基点B 大島郡周防大島町白木港下田防波堤北側基部に設置した標識 点イ Aから320度360メートルの点 ロ Aから328度40分922メートルの点 ハ Bから351度45分785メートルの点 ニ Bから24度297メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—

区第247号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字平野片添地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町森野漁港(片添)片添C護岸基部南西角に設置した標識 点イ Aから126度30分510メートルの点 ロ Aから119度507メートルの点 ハ Aから119度350メートルの点 ニ Aから130度361メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—
区第248号	山口県漁業協同組合	山口県大島郡周防大島町大字和田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町和田漁港(逗子)和田1号防波堤突端に設置した標識 点イ Aから181度460メートルの点 ロ Aから183度310メートルの点 ハ Aから220度420メートルの点 ニ Aから209度540メートルの点		第一種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	山口県大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	—
区第4001号	一般社団法人山口県内海東部栽培漁業協会	山口県柳井市遠崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点イ 柳井市遠崎内海東部地区種苗中間育成施設堤防西側基部 ロ 柳井市遠崎内海東部地区種苗中間育成施設堤防南西端 ハ 柳井市遠崎内海東部地区種苗中間育成施設堤防南東端 ニ 柳井市遠崎内海東部地区種苗中間育成施設堤防東側基部		第二種区画漁業	えび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	—
区第249号	山口県漁業協同組合	山口市秋穂二島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市臼石南側頂上 点イ Aから87度41分1,053メートルの点 ロ Aから94度05分1,208メートルの点 ハ Aから84度15分1,408メートルの点 ニ Aから77度41分1,280メートルの点		第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、名田島及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。)	—
区第250号	山口県漁業協同組合	山口市秋穂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端 点イ Aから133度59分1,489メートルの点 ロ Aから130度07分1,658メートルの点 ハ Aから120度21分1,530メートルの点 ニ Aから123度19分1,344メートルの点		第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、名田島	—
区第251号	山口県漁業協同組合	山口市竹島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市竹島南西端 点イ Aから304度21分1,077メートルの点 ロ Aから321度21分778メートルの点 ハ Aから330度01分778メートルの点 ニ Aから340度39分1,174メートルの点 ホ Aから321度15分1,420メートルの点		第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、名田島及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。)	—